

柏市民納骨堂 合同墓使用規則

第一条(規約の目的)

本規約は宗教法人観音寺が運営を委託する柏市民納骨堂が設置した合同墓を使用するにあたり、納骨及び供養に関する必要な事項を含め、その管理運営が適切に行われるよう制定する。

第二条(名称及び管理運営)

施設名称は柏市民納骨堂「合同墓」とし、管理運営主体は宗教法人観音寺、管理責任者は柏市民納骨堂とする。

第三条(使用の資格)

- (1)宗教は宗旨宗派を問わず使用可能とする。
- (2)俗名での納骨も場合によっては使用可能とする。

第四条(申込みの手続き)

- (1)申込みは生前契約、焼骨後のご遺骨受け入れも可とする。
- (2)使用者は申込書(同意書)に必要な書類を添え、別に定めるところの使用料を納入し、埋葬証明証若しくは寿陵証明証の交付を受ける。

第五条(納骨及び管理と供養等について)

- (1)使用料と納骨手数料の納入、柏市民納骨堂の許可を以て供養が提供される。
- (2)合祀形式の納骨ではその形式上、納骨後のご遺骨返還には原則として応じられない。
- (3)毎年の春彼岸(3月)、お盆(8月)には合同供養を行う。
- (4)申込者は柏市民納骨堂の行事に参加できる。

第六条(使用料について)

- (1)合祀形式 一霊 ¥35,000-(税別) (刻字等のオプション料金は別途)

第七条(銘板について)

- (1)銘板への刻字は任意とし、刻字料は銘板を含む¥15,000を納入する。
- (2)銘板には戒名或いは俗名を刻字の上、合同墓周囲の芳名板に設置する。
- (3)刻字の銘板は一名一枚とし、記名は俗名・戒名(字数制限有)の希望に応じる。

第八条(埋葬の条件と制限)

- (1)合同墓には、人骨(焼骨)以外の納骨はできない。
- (2)副葬品(個人の愛用品)は原則として焼骨後の骨壺に入っているもののみとする。

- (3) 柏市民納骨堂の承諾を得ず、他寺院の導師による法要儀式は行えないものとする。
指定葬儀社の紹介及び承諾を得た場合はこれに当たらない。
- (4) 宗教法人の檀信徒であった場合は、当該宗教法人の承諾が必要となる。

第九条(契約解除と拒否について)

- (1) 柏市民納骨堂による承認を受けずに、寿陵契約した合同墓利用の権利を他人に譲渡したとき。
- (2) 反社会的勢力との関係を偽り契約を結んだとき。
- (3) 合同墓申込契約者が本人・近親者・後見人・行政それに準ずる団体でない場合。

第十条(規則の改正)

- (1) 本規定の改正は関連法律・条令の改正があった場合、本規則を改定することがある。
- (2) 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不相当であると認められる場合は規則の改定を行う。
- (3) 本規則の改定には柏市民納骨堂役員会の議決を要する。

第十一条(補則)

- (1) 本規定に定めのない事項については法令の定め等による他、必要に応じて柏市民納骨堂が協議し決定する。

第十二条 (反社会的勢力の排除)

契約者または埋葬者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (2) 自己、親族もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (4) 契約者または埋葬者が実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

付則

- 1. 本規定改定は令和3年1月1日より施行する。(第八条4項 檀信徒項目を追加)
- 2. 本規定改定は令和3年2月1日より施行する。(第十二条 反社会的勢力の排除)